

北九州市監査公表第29号

令和2年11月16日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	香月耕治
同	河田圭一郎

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類  
定期監査
- 2 措置を講じた局  
企画調整局  
教育委員会
- 3 監査の期間  
令和元年11月7日から令和2年6月4日まで
- 4 監査公表の時期  
令和2年7月31日（令和2年監査公表第18号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 企画調整局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 契約事務  <u>(ア) 委託契約事務について</u>            (都市マネジメント政策課)            「小笠原流流鏑馬」会場設営等業務委託(令和元年度)に係る指名競争入札において、仕様書に記載された業務内容が入札価格を積算するのに十分なものでなかったため、落札者なしで入札不調となっていた。また、予定価格と入札価格の乖離が大きかったにも関わらず、原因の検証や入札手続きのやり直しを行わないまま、随意契約を行っていた。</p> <p>技術監理局長の通知では、予定価格及び入札価格の積算の基礎となる仕様書は、委託業務の内容を十分に検討したうえで、作業量や作業の実施方法を適切かつ具体的に記載することとされている。また、競争入札に付したが予定価格と最低入札価格との差が大きく落札者がいない場合は、予定価格の設定自体が的確でない可能性が高く、安易に不落随契をすべきではないとされ、発注者の立場を利用して随意契約の締結を強要することがあってはならないとされている。さらに、このような場合は、①予定価格を十分に検証したうえで適正に改定する、②仕様を見直すなどにより、改めて競争入札に付すなどの対応を検討することとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、令和2年6月18日に実施した事務改善会議において、技術監理局長通知等を配布し、指摘内容及び以下の改善是正策について、職員への説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書の記載内容については、入札価格の積算に支障が生じないよう適切かつ具体的な記載を行う。</li> <li>・予定価格と入札価格の乖離が大きく、予定価格の設定が的確でないと判断し得る場合は、入札を中止し、不調となった原因の検証を行うなど、不落随契への移行の判断を慎重に行う。</li> </ul> <p>また、再発防止のため、上記の内容について業務マニュアル及びリスク評価シートの改訂を行い、令和2年7月30日の事務改善会議において、職員への周知徹底を図った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ その他事務            (ア) <u>市が事務局となっている団体の経理事務について</u>            (企画課、東京事務所)            北九州市学園祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）について、平成30年度及び令和元年度に実行委員会が就任依頼を行った「K i t a Q フェス i n T O K Y O」企画運營業務選定委員会の委員への謝金を市費で支出していた。</p> <p>また、実行委員会においては、平成30年度の「K i t a Q フェス i n T O K Y O」でのグルメ販売の売上金を速やかに通帳に入金せず、1週間近く現金で保管していた。</p> <p>事業の実施にあたっては、実行委員会が行う業務と市が直接行う業務を明確に分ける必要がある。また、市会計規則では、出納職員が収納した現金は、即日(やむを得ない場合は翌日までに)指定金融機関等に払い込まなければならないとされており、市が事務局となっている団体の事務については、団体の規約や経理規程のほか、市の会計規則等に準じた適正な事務処理が求められる。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、以下のとおり対応を見直すとともに、業務マニュアルの改訂を行った。</p> <p>実行委員会が行う業務と市が直接行う業務を明確に分けることを徹底するため、今後の「K i t a Q フェス i n T O K Y O」企画運營業務選定委員会の委員への謝金に関しては、北九州市学園祭実行委員会事務局費から支出することとし、当該事項を「K i t a Q フェス」の業務マニュアルに記載した。</p> <p>現金の保管については、再発防止のために、現金保管に関する適正な事務処理事項を「K i t a Q フェス」の業務マニュアルに記載した。</p> <p>また、令和2年7月28日に所内会議で、上記2件の事務処理手順について、適正に行うように所内職員へ周知徹底を図った。</p> <p>〈局全体の対応について〉            局全体においては、令和2年8月24日、各課に指摘事項について通知を行い、周知徹底するとともにより一層適正な事務処理を行うよう注意喚起を行った。</p>

## (2) 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 契約事務 (ア) <u>委託契約事務</u>について (学校保健課)</p> <p>平成30年度に学校保健課で締結した、①グリーストラップ内汚泥処理業務委託契約について、契約締結後に収集運搬業者を追加した上で業務実施期間を変更した際、また、②グリーストラップ内汚泥収集運搬業務委託契約について、業務実施期間を変更した際に、いずれも決裁権者への口頭による説明は行っていたものの、決裁を受けずに契約書を訂正し、公印を無断で押印していた。</p> <p>本来、契約の内容を変更する場合は変更契約が必要となり、契約書の訂正を行うべきではない。また、市公印規則では、公印は不正使用等のないように保管を厳重にし、公印の押印を必要とする者は、押印を必要とする文書及び決裁を受けた起案の文書を公印の保管者又は取扱責任者に提示することとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘された委託契約事務については、以下の対策を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 令和2年6月8日、当該契約事務担当職員及び担当係長に対して、事案の確認及び適正な事務処理を説明したうえで、今後、同様の事案が発生しないよう、注意・指導を行った。</li><li>2 令和2年8月3日、課内全職員に対して、市公印規則、市教育委員会公印規則及び市契約規則並びにその他業務委託契約事務関係の通知等を活用し、公印の押印及び委託業務の適正な事務処理に関して周知し、注意喚起を行った。 今後も再発防止に向けて、異動時期の引継ぎ等を徹底していくこととした。</li><li>3 教育委員会では、令和2年8月3日、全課に対し指摘内容について通知し、今後、同様の事案が生じないよう周知徹底を図った。</li></ol>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ その他事務            (ア) <u>給食費の管理、執行について</u>            (池田小学校)</p> <p>平成30年度分の給食費について、以下のような不適切な事例がみられた。</p> <p>①給食発注数の確認が不十分であったため、公益財団法人北九州市学校給食協会（以下「市給食協会」という。）に対して過大な給食発注となった。また、②保護者等から徴収した給食費の一部を市給食協会の指定する期限までに納入していなかった。そのため、③市給食協会では、翌年度に給食費実施総額を算定し、余剰額が生じた場合には、返戻金として各学校に返金しているが、令和元年度に返戻金として当該学校に返金されなかった。</p> <p>校納金会計事務取扱マニュアルでは、校納金は公金に準じた取扱いを行うものであり、その経理については、収入から支出までの経緯を明確にし、保護者等の不信を招くことのないよう、適正に管理執行しなければならないとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘された給食費の管理、執行については、以下の対策を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保護者等から徴収した給食費のうち、指定期限までに振り込むことができていなかった給食費については、令和元年4月24日に納入した。          また、給食の過大発注による給食費の不足分については、令和2年3月27日に校長が納入した。</li> <li>2 給食の発注数に誤りが生じないように、令和2年度から給食の発注にあたっては、発注数の確認を複数名で行うとともに、校長、教頭、栄養教諭、学校事務職員及び学校事務補助員により最終確認を実施することとした。          保護者等から徴収した給食費の振込については、入金や納付の漏れが生じないように、校長、教頭、学校事務職員及び学校事務補助員の4名で、相互チェックができる体制を整備した。</li> <li>3 今後、同様の事案が発生しないよう、給食事務担当者に対して、「校納金会計事務取扱マニュアル」及び「学校給食会計事務の手引」を活用し、適正な事務処理の徹底を周知した。</li> <li>4 また、教育委員会においては、各学校長に対し、令和2年8月4日付で適正な給食関係事務の執行について通知し、注意喚起を行った。</li> </ol>